

## 県民の皆さまへのメッセージ

- 先週9日に、県の「感染症対応の目安」のステージを、上から2番目の「特別警戒（赤）」に引き上げ、県民の皆さまに感染拡大防止への取り組みの強化をお願いいたしました。ただ、これ以降も感染が拡大し、収束の見通しが立たない状況にあります。
- 一昨日の12日には、新たに感染が確認された方が27人になり、過去最大を更新している状況です。
- この中身を分析すると、やはり引き続き「飲食・会食」が感染拡大のキーワードになっております。
- 外での会食や飲食で、ご家庭や職場にウイルスを持ち込んで、家族や職場の同僚が感染するケースも多く、特に、家庭内で重症化のリスクが高い高齢者の方が感染するケースも目立ってきました。
- これ以上の感染拡大は何とかここで食い止めなければいけないと考えます。そのため、新たな方策が必要と判断いたしました。明後日の16日から今月30日までの15日間、県内の飲食店の方々に対して、営業時間の短縮を夜8時までという形でお願いすることにいたしました。ご協力いただいた事業者には、1日あたり2万円、最大30万円の協力金をお支払いすることも決定しました。
- 忘年会シーズンの最中ですから、飲食店の方々への影響は大変大きいものがあると考えますが、何とか感染拡大をここで食い止めなければいけないという意味で、かねて申し上げておりますように、できるだけ社会経済活動に制約をかけたくないのが本意ですが、今は「感染拡大防止」にとにかく取り組まなければいけない局面であると判断し、苦渋の決断をしたところです。飲食店の方々には、是非ご理解いただき、ご協力をお願いしたいと思います。
- また、県民の皆さまには、引き続き、16日までということをお願いしました感染拡大防止の取り組みについて、12月30日までご協力をお願いいたします。具体的には、会食について、昼間の会食も含めて、人数は「4人以下」、時間も「2時間以内」を目処にお願いいたします。

- また、ここ数日の感染者を見ると、高齢の方の感染が増えております。それに伴い、重症者はいまだに一人ですが、酸素吸入が必要な中等症の方は7人で、かなり増えてきております。重症化のリスクが高い高齢者や基礎疾患をお持ちの方に関しては、特に警戒をお願いしなければいけません。引き続き、こうした方々には、酒類を提供する飲食店への外出を控えるよう、改めてお願いしたいと思います。
  
- こうした形で、歳末に2週間以上、飲食店の営業時間短縮をお願いするのは、内心忸怩（じくじ）たるものがありますが、何とか来年のお正月を穏やかに、落ち着いた形で迎えるために、是非とも必要な手立てだと考え、決断いたしました。県民の皆さま、事業者の皆さまには、どうかご協力をよろしくお願いいたします。

令和2年12月14日

高知県新型コロナウイルス感染症対策本部長  
(知事) 濱田省司

# 県民・事業者の皆さまへのお願い

## 12月9日のお願い（12月30日まで延長）

### ○県民の皆さまへ

#### 1 外出について

- （1）飲食店を利用する際は、「新型コロナウイルス 対策の実施中」を示すポスターの掲示を目安に、ガイドラインを遵守しているお店を選んでください。
- （2）「ガイドラインが遵守されていない」酒類を提供する飲食店の利用は、控えるようお願いします。
- （3）特に、高齢者や基礎疾患のある方など、重症化のリスクの高い方は、「酒類を提供する飲食店」への外出を控えるようお願いします。

#### 2 会食について

- （1）人数は「4人以下のグループ」で、時間は「2時間以内」にしてくださいようお願いします。

#### 3 基本的な感染防止策の徹底について

### ○事業者の皆さまへ

- （1）ガイドライン等に基づく感染防止対策がきちんと行われているか、改めて確認してください。
- （2）特に、酒類を提供する飲食店の皆さまは、ガイドラインの遵守をお願いします。
- （3）感染防止対策が不十分な場合には、対策の徹底をお願いします。

## 12月14日のお願い（期間：12月16日～30日（15日間） 対象地域：県内全域）

### ○営業時間短縮の協力要請

- ・休業時間 **午後8時～翌午前5時は休業**
- ・対象施設 ① **飲食店** 例) キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、パブ、料理店、喫茶店、居酒屋など（宅配・テイクアウトを除く）  
② **旅館、ホテル**（施設内の宴会場など、**飲食提供の場**に限る）  
③ **カラオケボックス、ライブハウス**

# 高知県営業時間短縮要請協力金の概要（案）

○高知県内において、新型コロナウイルスの感染が急拡大していることから、  
12月16日から12月30日までの間、下記Ⅰの施設を運営する事業者に対して営業時間の短縮を要請  
⇒ 協力をいただける事業者には、下記Ⅱ協力金を支給

## Ⅰ 事業者への営業時間短縮の要請

要請期間：12月16日～12月30日（対象地域：県内全域）

### 営業時間短縮\*の要請の対象施設 （※ 前回（4/24～5/6）と同じ）

\*休業時間 午後8時～翌午前5時は休業

#### ① 飲食店

例) キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、パブ、  
料理店、喫茶店、居酒屋など（宅配・テイクアウトを除く）

#### ② 旅館、ホテル（施設内の宴会場など、飲食提供の場に限る）

#### ③ カラオケボックス、ライブハウス

※なお、感染防止のため①～③の施設で休業する場合も対象となります。

## Ⅱ 高知県営業時間短縮要請協力金

### 1. 支給対象事業者及び支給額

左記の施設を運営する事業者のうち、業種毎の感染拡大予防ガイドラインを遵守し、

#### 要請期間中（令和2年12月16日から12月30日まで）に、営業時間短縮等に協力をいただける事業者

#### 1 事業者あたり最大30万円（1日あたり2万円）

※事業者からの申請に基づき、県が支給

### 2. 予算額

#### 11.3億円（事務費含む）

※予備費及び既計上予算等の執行残額を活用

### 3. 支給スケジュール等

#### ① 電話相談窓口の設置 12/15

【窓口：TEL088-823-9809 受付時間9:00～17:00】

#### ② 申請受付開始 12/21（予定）

#### ③ 協力金の支給開始 1月初旬から（できる限り速やかに）

#### ④ 申請受付終了 令和3年2月1日（消印有効）